

衣浦鉄道倶楽部規約

平成24年5月13日制定

- 第一条(名称) この会は衣浦鉄道倶楽部という。
- 第二条(活動拠点) この会の活動拠点は主にオンラインとする。
- 第三条(規約の趣旨) 会の性格を明確にし、会員が協力しあって楽しく倶楽部を運営するために規約をもうける。
- 第四条(目的) この会はwebを活用して会員の精神的なつながりを保ち、第5条に掲げる活動を通じて会員相互の親睦と友情を深め、楽しく遊ぶことを目的とする。
- 第五条(活動) 第四条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
- (1) 工作技術等の情報交換および情報共有。
 - (2) 既存レイアウト等へ遠征しての運転会活動およびミーティング。
(これは個人の資格で参加する。)
 - (3) 仮設レイアウトでの運転会。
 - (4) その他、会の目的を達成するために有効と思われる活動。
(懇親会などを含む)
なお運転会活動はゲージを問わない。
 - (5) SNSを活用したコミュニケーションの研究。
- 第六条(活動企画)
- (1) 第五条の活動のための発案・企画および実施は、会員が自ら立案し、場合によっては賛同者の協力を得ながら会員相互が自発的に活動を実行する。
 - (2) 上記活動に要した費用はすべて活動参加者が負担する。
- 第七条(会費等)
- (1) 本会は会費を徴収せず、会計のない倶楽部であるため、オフライン・オンライン問わず活動に対する倶楽部からの費用拠出はない。
- 第八条(代表)
- (1) 本会に代表を置く。
 - (2) 代表および会は、会員の活動に対し一切の責任を負わない。
- 第九条(会員)
- (1) 会員はオンライン環境にあることを条件とする。
 - (2) 会員は活動について自己責任でおこなわなければならない。
 - (3) 会員の活動に対し、倶楽部として責任を負わないため、普段から安全意識を高く持ち、良識ある行動を心がけること。
 - (4) 特にオンラインでは特定の人物・作品に対する誹謗中傷、軽はずみな発言・書き込みをしてはならない。
 - (5) 会員は他の会員を不愉快にさせる言動をしてはならない。
- 第十条(入会)
- (1) 新規に会員になろうとするものは会員の紹介により入会することができる。
 - (2) 入会にあたっては規約に賛同し、別紙入会申し込み書を事務局に提出する。
- 第十一条(掲示板)
- (1) 本会はインターネット上に掲示板を設ける。
 - (2) 掲示板は、誰でもアクセスできるフリー掲示板と、会員のみがアクセスできる会員掲示板の2種類とする。
- 第十二条(その他)
- (1) この会は会費を持たないため、解散時の残余財産の処分方法は規定しない。
 - (2) また、定期的な総会はおこなわない。
 - (3) この会は会員の自主的な活動をおこなうため、幽霊会員の処分方法を規定しない。
 - (4) 第十条の規定にかかわらず設立当初の会員は別紙のとおりとする。
 - (5) この規約に定めのないことについては逐次規約を追加・修正する。